

第3章 まちづくりの方針の検討

第1節 まちづくりの基本方針

1. まちの将来像

立地適正化計画におけるまちの将来像は、相馬市都市計画マスタープランが描くまちの将来像『持続可能な未来へ ～伝統・自然と共生するまち～』を継承し、この将来像のもと、まちづくりの課題解決に取り組んでいきます。

【まちの将来像】

持続可能な未来へ ～伝統・自然と共生するまち～

2. まちづくりの基本方針（ターゲット）

現状及び将来見通しに基づく課題への対応や、上位計画における基本目標の実現などの観点から、本立地適正化計画におけるまちづくりの基本方針(計画のターゲット)を以下に設定します。

【まちづくりの基本方針（ターゲット）】

○基本方針1 誰もが安心して暮らせるまちづくり

- ・住み慣れた地域で、すべての世代が快適で安心して暮らせる環境づくりを目指します。
- ・災害に強い安心して暮らせるまちを目指します。

○基本方針2 都市基盤が整備され若者が定住できるまちづくり

- ・中心市街地と周辺地域を機能的に連絡し、すべての世代で利用しやすい公共交通ネットワークの形成を目指します。

第2節 土地利用の基本的方針

相馬市都市計画マスタープランでは、本市は海と緑に囲まれた自然環境に恵まれた都市であり、良好な自然環境の保全に十分配慮しながら、計画的な土地利用を目指すこととしています。これを踏まえ、土地利用の基本的な考え方を次のように定めます。

1. 中心市街地

- ・ J R相馬駅周辺の市街地には、住宅地、商業地等を適正に配置し、本市の中心市街地としての位置づけを明確にします。
- ・ 中心市街地においては、公共公益施設や医療、福祉、子育て支援施設、スーパーなどの商業施設など、都市機能の集約による拠点化を図ります。

2. 周辺地域

- ・ 周辺地域では、現在の土地利用を踏まえつつ、生活関連サービスや地域コミュニティを維持していきます。

3. 幹線道路沿道

- ・ 国道6号などの幹線道路沿道においては、周辺の自然環境などに配慮しながら、物流・交流の拠点や商業などの立地を許容する適正な土地利用を計画的に誘導します。

4. 商業・工業地

- ・ 中心市街地においては、商業活性化を促進します。

周辺地域、幹線道路沿道においては、地域特性や現状を鑑み、商業施設の維持と適正な立地を図ります。

また、市街地郊外に位置する相馬中核工業団地東地区・西地区、重要港湾相馬港を工業拠点・物流拠点として位置づけ、企業誘致を促進していきます。

第3節 都市の骨格構造

コンパクトシティの実現を目指すため、各地域の拠点やその周辺の位置特性を踏まえ、都市の骨格構造を示します。なお、立地適正化計画の対象区域は都市計画区域ですが、本計画における将来の骨格構造は、相馬市都市計画マスタープランが目指す都市構造を踏まえ、公共交通ネットワークにより以下に示す中心拠点と地域拠点が連携したコンパクト・プラス・ネットワークによる骨格構造を目指します。

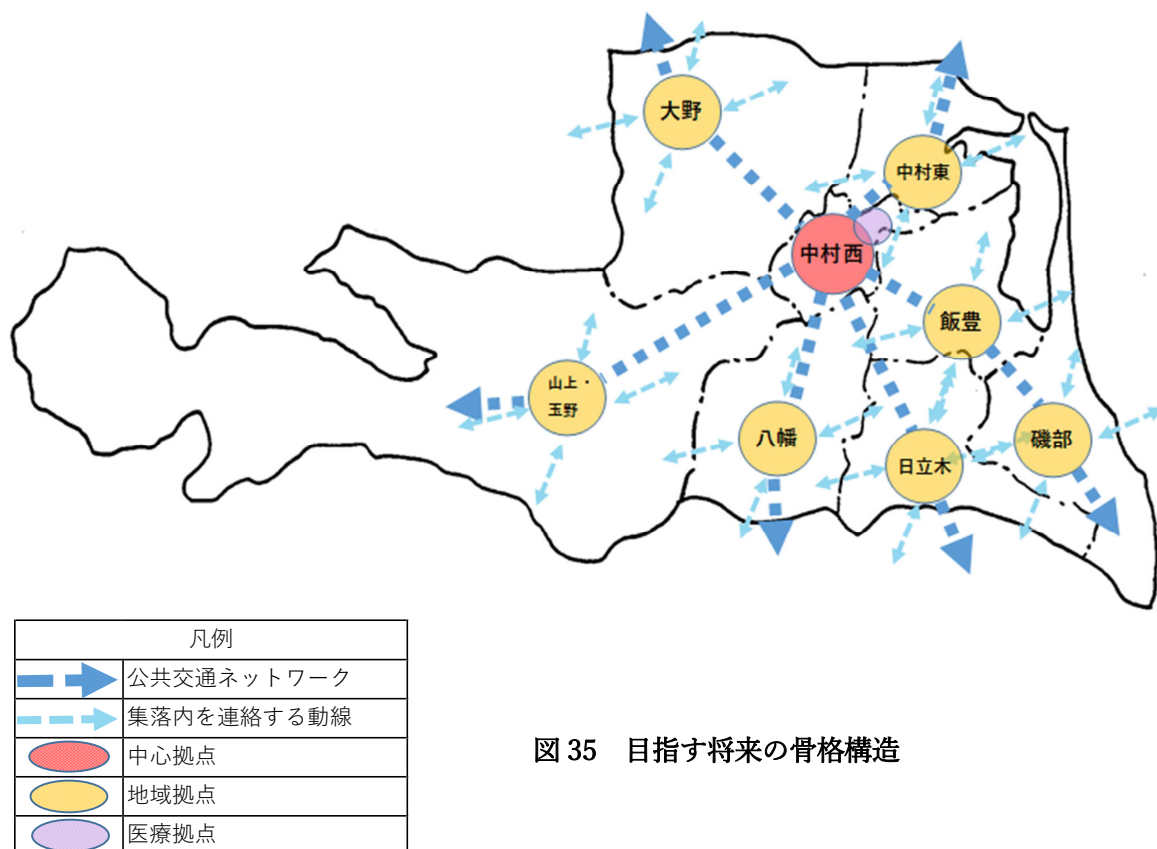


図35 目指す将来の骨格構造

1. 中心拠点

- ・ J R相馬駅周辺の中心市街地（中村西地域）を中心拠点として位置づけます。
- ・ 商業、医療・福祉、教育・文化など、すでに立地している施設と連携した都市機能を誘導します。
- ・ J R相馬駅を中心とした公共交通ネットワーク（鉄道、バス等）を維持します。

2. 医療・福祉拠点

- ・ 公立相馬総合病院を核とした小泉・高池地区から蛸沢ため池周辺までを医療・福祉拠点とします。

3. 地域拠点

・中村東地域、大野地域、飯豊地域、八幡地域、日立木地域、磯部地域、山上・玉野地域にて、都市機能や居住人口の集積がみられる中心部を地域拠点とします。

（１）中村東地域

・刈敷田住宅団地周辺及び尾浜地区において、集落が形成されており、このエリアを地域拠点とします。利便性の高い居住環境の形成を図ります。

・道路交通は、国道6号、県道38号相馬亘理線を主軸とした道路網の形成を図り、地域の生活利便性の確保並びに中心拠点とのネットワークを維持します。

（２）大野地域

・集落が形成されている相馬中核工業団地西地区北東部エリアを地域拠点とします。利便性が高く良好な居住環境の形成を図ります。

・道路交通は、国道113号、市道椎木初野線、市道塚部椎木線を主軸とした道路網の形成を図り、地域の生活利便性の確保並びに中心拠点とのネットワークを維持します。

（３）飯豊地域

・飯豊小学校周辺から飯豊公民館および程田明神前団地にかけて集落が形成されており、このエリアを地域拠点とします。地域の中心的な機能を有効的に活用する地域拠点として位置づけます。

・道路交通は、県道74号原町海老相馬線を主軸とした道路網の形成を図り、地域の生活利便性の確保並びに中心拠点とのネットワークを維持します。

（４）八幡地域

・八幡小学校から八幡公民館を含むエリアで集落が形成されており、また、その南側のエリアでも集落が形成されていることから、このエリアを地域拠点とします。利便性が高く良好な居住環境の形成を図ります。

・道路交通は、県道34号相馬浪江線を主軸とした道路網の形成を図り、地域の生活利便性の確保並びに中心拠点とのネットワークを維持します。

（５）日立木地域

・日立木小学校から日立木公民館を含むエリアで集落が形成されており、道の駅や

コンビニエンスストアを含むこのエリアを地域拠点とします。商業環境の維持と利便性の高い居住環境の形成を図ります。

- ・道路交通は、国道6号を主軸とした道路網の形成を図り、地域の生活利便性の確保並びに中心拠点とのネットワークを維持します。

（6）磯部地域

- ・磯部小学校から磯部中学校および磯部出張所にかけて公共公益施設が集積されており、また、山信田住宅団地周辺も集落が形成されていることから、このエリアを地域拠点とします。利便性が高く良好な居住環境の形成を図ります。

- ・道路交通は、県道74号原町海老相馬線を主軸とした道路網の形成を図り、地域の生活利便性の確保並びに中心拠点とのネットワークを維持します。

（7）山上・玉野地域

- ・山上小学校から山上出張所を含むエリアで集落が形成されており、このエリアを地域拠点とします。利便性が高く良好な居住環境の形成を図ります。

- ・道路交通は、国道115号を主軸とした道路網の形成を図り、地域の生活利便性の確保並びに中心拠点とのネットワークを維持します。

4. 生活拠点

- ・生活拠点とは、日常生活圏域内の生活活動を支える拠点であり、必要な生活サービス機能を提供する拠点づくりを目指すことで、住民の生活を支えていきます。区域の設定については、まちづくりの方向性や地域の実情、地域特性等を踏まえ、次回改訂時に検討を進めていきます。

5. 公共交通ネットワーク

- ・JR相馬駅を中心に、地域拠点や主要な都市機能施設との公共交通ネットワーク（鉄道、バス等）の維持を目指します。

- ・おでかけミニバス及び路線バスについては、社会情勢の変化に対応した路線の再編によるネットワークの強化や新たな公共交通システムへの転換等、地域特性に合わせた最適な交通手段の確保を検討していきます。

第4節 課題解決のための施策・誘導方針（ストーリー）

施策① 安心して暮らせる中心市街地（中心拠点）・周辺地域（地域拠点）の形成

○良好な居住環境の提供

- ・生活に必要な生活関連サービス施設や都市機能施設の維持・集約を図り、誰もが安心して暮らせる中心市街地・地域拠点を形成します。
- ・高齢者世帯に対しては、生活関連サービスの充実、公共交通の維持を図り、安心して暮らせる地域拠点を形成します。
- ・子育て世帯に対しては、生活関連サービスの充実、子育て施設の強化を図り、子育てしやすく、安心して暮らせる地域拠点を形成します。

施策② 中心市街地と地域拠点のネットワーク形成と適正な機能配置

○日常生活に必要な生活関連サービスの集約・確保

- ・すべての人が必要な生活関連サービスを確実に受けられるように、生活関連サービスの適正な機能配置を図ります。

○公共交通ネットワークの維持

- ・地域拠点から中心拠点や都市機能施設へ容易にアクセスできる公共交通ネットワークを維持します。

施策③ 災害に強い居住環境づくり

○宇多川・小泉川の浸水対策強化

- ・宇多川・小泉川が流れる市街地は、令和元年東日本台風などで浸水被害があったため、河川改修をはじめ、国や県、市など流域のあらゆる関係者が協働して水害を低減させる「流域治水」を推進し、浸水などの自然災害に強い安全・安心な居住環境の形成を図ります。